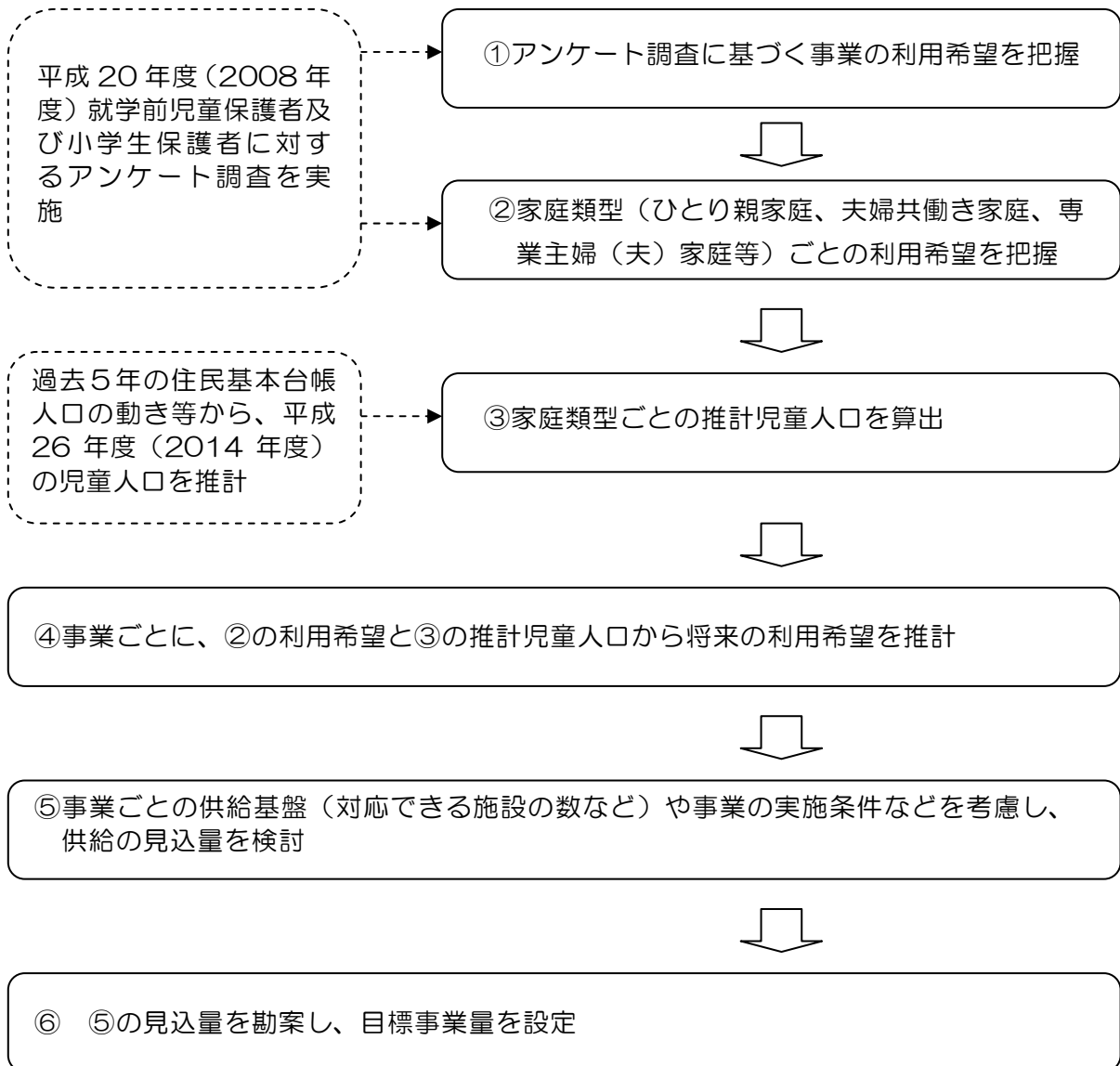


第6章 目標事業量

【1】サービス目標事業量の算出について

計画の最終年度である平成26年度（2014年度）の各サービスの目標事業量を次の算出手順に基づき設定しました。



【2】保育サービス等の概要

事業名	概要
通常保育事業 (認可(公立等)保育所の事業)	保護者が就労等のために、日中に家庭で十分に保育できない児童を保育所で保育する事業です。
特定保育事業	保護者の就労形態の多様化(パート就労等)に伴う保育需要の変化に対応して、家庭での保育が困難な乳幼児を対象に、週2~3日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う事業です。
延長保育事業	保護者の始業・終業時間や通勤等により、通常保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行う事業です。
夜間保育事業	保護者の就労形態や就業時間の多様化に対応するため、午後10時(基本)まで保育を行う事業です。
トワイライトステイ事業	就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等で一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行う事業です。
休日保育事業	日曜日などの休日に、保護者が就労等のために日中に保育できない児童を認可保育所で保育する事業です。
乳幼児健康支援一時預かり事業(病児対応型・病後児対応型)	病中や病後回復期にある児童を保育所・病院等で保護者にかわって保育を行う事業です。
乳幼児健康支援一時預かり事業(体調不良児対応型)	
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	共働き家庭や母子・父子家庭など、放課後に家に帰っても保護者等がいない児童(おおむね小学1~3年生が対象)を学校や児童館で預かり、適切な遊びと生活の場を与える事業です。
地域子育て拠点事業	子育て支援センター、つどいの広場、児童館など親子が気軽に集まることができる地域の拠点となる施設で、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。
一時保育(預かり)事業	普段家庭で児童を保育している保護者が、病気や家族の看護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可(公立)保育所で児童を保育する事業です。
ショートステイ事業	保護者が病気等により、児童の養育が一時的に困難となった場合等に児童福祉施設等で短期間(1週間程度)児童を養育・保護する事業です。
ファミリー・サポートセンター事業	保育所までの送迎、保育終了後や外出時等の一時預かりなどの子育てに関する援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(援助会員)が相互に会員となり、助け合う会員組織のことで、会員間のコーディネート(紹介など)やサポートなどを通して相互援助活動を支援する事業です。

(注)一般的な内容を示したものです。本市で実施していない事業も含まれます。

【3】サービス目標事業量

事業名	単位	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標事業量
通常保育事業	定員数合計（人） 〈うち家庭的保育（人）〉	1,715 〈未実施〉	1,775 〈検討〉
	3歳未満児（人） 〈うち家庭的保育（人）〉	686 〈未実施〉	710 〈検討〉
	3歳以上児（人） 〈うち家庭的保育（人）〉	1,029 〈未実施〉	1,065 〈検討〉
特定保育事業	実施箇所数（箇所）	11	11
延長保育事業	実施箇所数（箇所）	22	26
	定員数（人）	280	390
夜間保育事業	実施箇所数（箇所）	未実施	検討
トワイライトステイ事業	実施箇所数（箇所）	未実施	検討
休日保育事業	実施箇所数（箇所）	1	2
乳幼児健康支援一時預かり 事業（病児対応型・病後児 対応型）	実施箇所数（箇所）	1	2
	延べ利用日数（日）	300	300
乳幼児健康支援一時預かり 事業（体調不良児対応型）	実施箇所数（箇所） 延べ利用日数（日）	未実施	検討
放課後児童健全育成事業	実施箇所数（箇所）	18	18
	定員数（人）	547	565
地域子育て拠点事業	実施箇所数（箇所）	2	3
一時預かり事業	実施箇所数（箇所）	26	26
	延べ利用日数（日）	240	240
ショートステイ事業	実施箇所数（箇所）	1	1
ファミリー・サポートセン ター事業	実施箇所数（箇所）	1	1
放課後子ども教室	実施箇所数（箇所）	8	8
子育て支援総合 コーディネーター		設置	設置
要保護児童対策地域協議会		設置	設置